

訴 状

令和元年10月15日

静岡地方裁判所 御中

原 告 別紙当事者目録記載のとおり

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通一丁目27番1号
WALL CAPITAL HILL 8階
弁護士法人名古屋E&J法律事務所
豊橋法律事務所

原告ら訴訟代理人弁護士 籠 橋 隆 明



同 弁護士 渡 部 貴 志



同 弁護士 西 岡 治 紀



〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町103-2

被 告 浜松市長 鈴木 康 友

怠る事実の違法確認等請求事件

訴訟物の価格 算定不能
貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

1. 被告が、別紙物件目録1記載の水路用地に関して、所有権設定登記手続を行わないことが違法であることを確認する。
2. 被告が、別紙物件目録2記載の土地の崩壊に関して、崩壊防止措置を怠ることが違法であることを確認する。
3. 被告が、別紙物件目録1記載の水路用地に関して、交換行為をし、又は譲渡行為をしてはならない。
4. 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1. 当事者の表示

1. 原告らは、浜松市北区引佐町の住民である。
2. 被告は、浜松市の市長であり、浜松市の公金の支出、契約の締結または債務その他の義務の負担などの行為につき権限を有する者である。

第2. 本件訴訟について

1. 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分（中間処理・最終処分）などを業とする株式会社ミダックは、浜松市北区引佐町奥山1397番195外35筆に管理型最終処分場を建設する予定がなされている（以下、「本件処分場」という）。

本件処分場の面積は228,241㎡、埋立面積は104,458㎡、埋立容量は3,125,591㎡である。処分される廃棄物は、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物系残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじんなどである。

本件処分場の計画区域内には、立板沢川（以下、「本件水路用地」という）が北東から南西側に流下しており、計画区域南側で準用河川である背山川に合流する。背山川は、西側に流下したのち、二級河川である神宮寺川に合流したのち、東南に流下し、二級河川の井伊谷川に合流する。井伊谷川は南進し都田川に合流した後、西進し浜名湖へと注いでいる。このように計画地域は、背山川と神宮寺川に挟まれた領域であり、区域内に流れる立板沢川処分

場区域内では廃棄物投入箇所を迂回するように河川の流れを変更する計画である。

また、本件処分場は、三獄鉦山有限公司（愛知県蒲郡市栄町18番2号）の採掘場であるところ、平成20年頃当該跡地に本件処分場を建設する計画が持ち上がった。

そのため、原告らは、平成22年に「奥山地区環境保全対策協議会」を発足し、本件処分場の建設反対を訴えているものの、株式会社ミダックより満足な回答を得られていない状況である。

2. ところで、本件処分場予定地内には、浜松市北区引佐町奥山字背山1397-149、同1397-193、同1397-194、同1397-195、同1397-196、同1397-203、同1397-204、同1397-205、奥山字尾沢山1115-141、同1115-137、同1115-368の土地を含んでいる（以下これらを「本件閉山土地」という）。これらのうち、背山1397-149は急勾配となり、特に崩壊防止措置がなされていない（以下「本件急傾斜地」という）。本件急傾斜地が発生した原因は、前所有者である三獄鉦山有限公司が砂利採取のために掘り進めた結果である。そして、本件急傾斜地による崩壊は現在も進行しており、本件処分場に隣接している里道を崩壊し、本件処分場計画予定地まで崩壊が進んでいる状況である。

3. そして、現在もなお本件急傾斜地の崩壊が進行しており、このまま崩壊が拡大するとなると、本件水路用地まで崩壊が至る現実的危険性を有している状況である。また、本件処分場の建設にあたり本件水路用地の流れを変更する計画であるが、変更後の河川は、既に本件急傾斜地により崩壊している箇所に付け替える計画となっており、明らかに不合理な内容となっている。

したがって、原告らは、被告に対し、本件訴訟に至ったものである。

第2. 本件水路用地の維持管理の不備について

- 1 本件水路用地は、法定外公共物であり、浜松市が本件水路用地の所有者であり、かつ本件水路用地の管理責任を負っている。
- 2 そうすると、浜松市は、本件水路用地について所有権に基づいて登記手続を行うべきところ、その一部（「背山1397-205」、「背山1397-210」など）のみ登記手続を行っており、その他の本件水路用地については、適切な登記手続を怠っていることが明白である。
- 3 したがって、浜松市は、本件水路用地に関し、真正な登記手続を行う義務を怠っており、財産の管理を怠る事実が認められる。

第3 本件水路用地の崩壊の危険性について

1. 総論

平成30年7月12日、三嶽鉦山が採石場の北側斜面で発生した地すべりにより、本件急傾斜地が崩壊し、現在も崩壊が続いている。崩壊範囲は拡大する一方であり、今後大規模に崩壊する危険が高い。そして、その結果、本件水路用地まで崩壊し、本件水路用地まで崩壊する危険性は高い。

したがって、浜松市は、本件水路用地に対する本件急傾斜地による侵害を防止すべく、所有権に基づく妨害予防請求権を行使しなければならない。また、本件急傾斜地の崩壊は三嶽鉦山による岩石採取事業の開発行為が原因であるため、本件水路用地の財産管理権を有する浜松市は、三嶽鉦山に対し、採石法に基づく行政指導、急傾斜地崩壊防止措置の権限行使を行わなければならない。

2. 三嶽鉦山の事業の経過

- (1) 本件急傾斜地の崩壊であるが、以下の時系列の通り、三嶽鉦山による岩石採取事業の開発行為が原因であることは明白である。

昭和61年7月20日 普通地域鉦物掘採（土砂採取）届

平成5年11月9日 認可、岩石採取着手

平成12年9月8日 採取計画認可申請書

なお、同事業計画によれば、本件急傾斜地に隣接する「背山1397-149」及び「背山1397-194」が、「採取箇所」及び「調整池・沈砂池」として対象となっている。

平成27年11月4日 採取計画の変更申請

なお、同事業計画によれば、本件急傾斜地に隣接する「背山1397-149」及び「背山1397-194」が、「採取箇所」及び「調整池・沈砂池」として対象となっている。

平成30年12月20日 岩石採取廃止届書

- (2) 急傾斜地崩壊防止のための緊急措置命令

三嶽鉦山は、平成30年12月20日に採石事業を終了しているが、終了後に閉山措置をとる場合、採石法33条及び採石技術指導基準書に基づく急傾斜地の崩壊措置をとらなければならない。

しかしながら、採石技術指導指針に反して、保全区域が設置されておらず、土砂崩壊防止のための適切な勾配も確保されず、小段も設けられず安全な斜面崩壊防止措置が講じられていない。

つまり、三嶽鉦山は、採石法33条の8に規定されている採石技術指導基準書の遵守義務に違反しているといえる。従って、本来浜松市は採石法に基づき三嶽鉦山に対し、基準遵守を求める行政指導などの措置をとるべき地位にある。

そして、その結果、本件急傾斜地の崩壊は拡大していることからすると、「岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要がある」と認められるため、浜松市は、三嶽鉦山に対し、採石法33条の13に基づいて、岩石の採取に伴う災害防止のための必要な措置をとることを命ずるべき義務を負っていたといえる。

(3) 岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令

また、浜松市は、採石法33条の17に基づき、三嶽鉦山に対し、採石事業を廃止してから2年間、岩石の採取を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができるため、同条に基づき、崩壊防止措置を命ずるべきである。

- 3 浜松市は本件水路用地の所有者として、適切に管理する義務があるため、自ら有するあらゆる法的権限を行使して本件水路用地の安全を確保する義務がある。従って、前記所有権に基づく妨害排除などの権利行使はもちろん、採石法上の権限も行使しなければならない。以上の次第で、浜松市は、本件急傾斜地の崩壊の結果、本件水路用地が崩壊する危険を有しているにもかかわらず、所有権に基づく妨害予防請求権や採石法に基づく措置命令等を怠っているため、財産の管理を怠っていることは明白である。

第4 代替水路用地の交換行為または譲渡行為が、本件水路用地の価値を毀損する管理処分行為であること

1 代替水路用地の位置

本件処分場予定地内には立板沢川が北東から南西側に流下しており、本件処分場建設にあたり、これまでの水路用地の流路は変更され、新流路は本件処分場の廃棄物投入箇所を迂回し、本件閉山土地を横切る場所に設置する予定である。このような計画は、土地交換を前提とした計画であるが、当該交換は重大な欠陥ある土地との交換であり、自治体の財産を毀損するものとして許されない。

2 代替水路用地の危険性

これまで繰り返し述べた通り、本件急傾斜地の崩壊が進む中、変更後の新流路の位置は、本件急傾斜地を通過する場所に変更される。そして、本件急傾斜地の崩壊が進行した場合、新流路も崩壊し、さらには崩壊によって立板沢川が阻塞される結果、水流の行き場を失い、処分場内廃棄物堆積区域に進入することになる。

また、崩壊した土砂は、本件処分場周辺に雨水排水溝を塞ぐことになり、同排水溝を流れる雨水もまた処分場内廃棄物堆積区域に進入することになる。そして、処分場に進入した河川水や雨水は、土砂や廃棄物によって汚染

された上、処分場域外に流下することになる。加えて、計画を超える水量の流入により処分場内堆積廃棄物が押し流され土石流となって下流域を襲う危険性もある。

そうすると、本件処分場下流域の河川の汚染、重大な災害をもたらすことになり、河川流域の住民らの生命身体、生活環境に対して深刻な被害をもたらすことになる。

- 3 以上のことからすると、浜松市は、代替水路用地の検討にあたり、本件急傾斜の崩壊による上記危険性等を何ら考慮しておらず、これらの危険性に対する措置も一切検討していないため、本件水路用地の管理を怠っていることは明白である。すなわち、不適切土地の交換行為または交換行為は、浜松市の財産である本件水路用地の価値を毀損する無効な財務会計上の行為ないし財産管理を怠る重大な行為であることから、当該行為の差止を求めるものである。

第5. 監査請求

原告らは、令和元年7月29日付けで浜松市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、住民監査請求を行った。浜松市監査委員は、令和元年9月18日付けでこれを棄却した。

第6. 結論

よって、請求の趣旨記載のとおり判決を求める。

以上